

○ 財務省令平成二年六月三十日付第五条第十一項の規定による。昭和五十七年大蔵省告示第三百七十三号(昭和五十七年利付国債の発行等に関する省令)に規定する。利付国債券(五年)へ第百二十条第百三十條別百三十九条に特例を以て第百三十條に規定する。

一　　法律の発行号名及び根拠記述

二　　法律項目及び根拠記述

三　　法律計号法め営四政第ニ律のに号法二関第二公債要第昭和四十條成のな四和二号法第二發財條第二十行源第一二年四平並年特確保及法律七十に律にをび法律第百三十條九に特別百三十九条に規定する。

四　　法律社一法会一るた運十財回利付國庫債券(五年)へ第百二十条第百三十條別百三十九条に特例を以て第百三十條に規定する。

発行方法の適用

のし定あ争争う札価振の以律債項法律計号法め営四政第ニ律のに号法二關第二公債要第昭和四十條成のな四和二号法第二發財條第二十行源第一二年四平並年特確保及法律七十に律にをび法律第百三十條九に特別百三十九条に規定する。

決、めつ入入。へ格替適下(平成十三年法律第七十五号)へ格付本銀もとの振替に規定する。

定価らて札札に以を機用「振替法」へ格付本銀もとの振替に規定する。

を格れれた価同行「争は受けける価に日ける」といふ。下入行ととくに規定する。

受け競争利入率競にと行格付本銀もとの振替に規定する。

た各札を申に込おみいのにれて利お入価価「れる、の応募率い札格格とる。そ規募入とてで競競い入の定

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II 加場び札格第参市行争
非者特国発競 I 加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のによ割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わ札發別にご務時一よ格に
と者発応がれの行参よと大にとるをよ
い・行募各るう第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債札のい・行募各れ。(以發重
非下額市札のい・行募各れ。(以發重
価一を場で決う第へ限國る、
格国定特あ定。I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

發

非者特国行争	非者特国	札非	入価	入価
価・別債	入価・別債	発競	札格	行札格
格第参市	札格第参市	行争	発競	発競
競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入	行争額	行争

でた条特	でた条特	千に規関千額發律のに億つ定う億額
二利第別	二利第別	三利第別五つ定す四面行第公必六いにち円面
千付一會	千付一會	百いにる百金しニ債要千て基、金
八国項計	九国項計	八国項計三て基法三額た条のな三はづ財額
百債のに	百債のに	十はづ律十で利第發財百、き政で
十に規関	十に規關	万に規關億、き第五一付一行源九額發法二
六つ定す	六つ定す	円つ定す六額發四万兆国項のの十面行第兆
億いにる	億いにる	円いにる千面行十円千債の特確万金し四
円て基法	て基法	て基法百金し七、百に規例保円額た條千
、づ律	、づ律	、づ律七額た条特七つ定にを、で利第八
額き第	額き第	額き第十で利第別十いに關國財百付一百
面發四	面發四	面發四五一付一會八て基する政八国項九
金行十	金行十	金行十万兆国項計億はづるた運十債の十九
額し七	額し七	額し七円三債のに七、き法め營九に規九

十 ロ イ 一 発	九 八 振 額 最 替 額 単 位 金 額 以 面 上 金 の 額 そ 百 れ 百 円 ぞ に れ に つ の つ き 応 き 百 募 百 円 価 十 格 九 九 錢 錢	八 行 争 非 者 別 債 入 債 ・ 札 格 第 參 市 札 格 第 參 市 行 争 競 價 加 場 、 入 行 争 格 日 位 金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 入 行 争 額 發	七 行 争 非 者 別 債 入 債 ・ 札 格 第 參 市 札 格 第 參 市 行 争 競 價 加 場 、 入 行 争 格 日 位 金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 入 行 争 額 發
特 国 札 非 入 價 発	替 低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 價 行 争	込	
別 債 発 競 札 格 行 行	額 入 價 ・ 別 債 入 價 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行	金	入
参 市 行 争 発 競 價	面 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 行 争 発 競 札 格	金	札
加 場 、 入 行 争 格 日	位 金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 入 行 争 額 發		
額 以 額 平 す 額 の 振	五 円 二 千 八 百 二 十 一 億 三 千 七 百 九 億 九 二 百 四 千 七 百 四 十 六 百 九 千 四 百	三 八 二 千 億 十 兆 八 万 四 千 九 百 九 二 百 四 千 七 百 九 億 九 二 百 四 千 七 百 四 十 六 百 九 千 四 百	
面 上 面 成 る の 記 替	万 円		
金 の 金 二 。 整 載 法			
額 そ 額 十 数 又 の			
百 れ 百 六 倍 は 規			
円 ぞ 円 年 の 記 定			
に れ に 十 金 錄 に			
つ の つ 一 額 は よ			
き 応 き 月 に 、 る			
百 募 百 十 よ 最 振			
円 価 円 七 る 低 替			
十 格 十 日 も 額 口			
九 七 の 面 座			
錢 錢 と 金 簿			

の経利入価・別債行争非者
払過札格第参市及入価・
込利発競Ⅱ加場び札格第
み子率行争非者特国發競Ⅰ

(一)

額け住よるがをじ額よに座も係
る者り場非発たにりつにのる
所又算合居行金百算い記と所得
は出に住時額分出て載し得
税外しは者にへのしは又て税
の国た、又おた二た、は振が
税法金前はいだ十金前記替源
率人額記外てし・額記録口泉
をがに(一)國取、三か(一)さ座徵
乗適当の法得当一らのれ簿収の
じ用該算人す該五當算る中さ利
たを非式でる國を該式ものれ子
金受居にあ者債乗金にの口るに
発行時におい

む十式は○
も号に、募・
のによ払入二
と規り込決バ
する定算金定一
るす出額のセ
るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{58}{365}$$

二十九十八十九
八七六十五十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二十大銀金三をそ払三
大臣行額十支の期月
六から百一払日と二
年通円年う以し十
十一通知に九。前、日
月知つ月六各及
月をき二月支び
十七受け百十間払九
日た円日に期月
者た者属に二
るい日すお十
るい日

規下は期た期平
額定、が金と成
する次そ銀額し、十
号の行を次
期及翌休支次
日び営業の年
に第業う算三
つ十日。式月
い六にに二
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100 \times 2}$$